

特定空家等の略式代執行に伴う事前の公告について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号、以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等について、法第 22 条第 3 項の規定による措置を命ぜられる者を確知できないため、法第 22 条第 10 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

新宮市長 上田 勝之

記

1 建築物の敷地の所在地

敷地の所在地：新宮市神倉三丁目 1739 番 2、同所 1740 番 2、同所 1742 番 2

2 建築物の家屋番号等

家屋番号：未登記

種類：会館

構造：木造瓦葺平屋建

床面積：96.85 平方メートル

3 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建物の除却

4 措置が必要となる理由

屋根及び外壁の劣化が進んでおり、屋根等の崩落等により、通行人等に被害を及ぼす恐れが高い。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。

5 措置の期限

令和 8 年 10 月 20 日

期限までに措置が履行されない場合、法第 22 条第 10 項の規定により新宮市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）がこの措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

6 動産等の取扱い

市長等がこの建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに

運び出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

7 問い合わせ先

新宮市空き家対策室

電話番号：0735-23-3333